

6月6日の議会運営委員会において配付にとどめるものと決定したものです。

## 陳 情 文 書 表

平29陳情第9号	平成29年5月30日受理
件 名	公民館の使用料を現行どおり維持することを求める陳情
陳 情 者	秦野市北矢名56-9 公民館等公共施設の使用料値上げ問題を考える会 代表 平井 洋子
陳 情 の 要 旨	
<p>市は、平成28年10月に秦野市立公民館（以下「公民館」という）の使用に係る使用料（秦野市立公民館条例「別表第1」）を2.5倍等に引き上げると公表しました。</p> <p>市は、社会教育法第24条の規定により、同法第20条の趣旨を実現するに当たり、文化、学術等の教養を高める事業を行い、すべての市民に豊かな学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習活動を支援し、促進することを目的として公民館を11館設置しています。</p> <p>平成27年度の11公民館で文化、学術等の教養を高める事業を行い、市民に豊かな学習機会と市民の自主的な学習活動に参加した市民は、延べ52万人以上でした。</p> <p>この様に多くの市民が「公民館」を利用・使用しています。</p> <p>私たち市民は、市が現行使用料を維持することを強く求めています。</p> <p>市は、11公民館の設置目的から見ても市民（利用者）に現状以上の負担を求める道理と根拠はありません。</p> <p>まずその1は、市監査委員が平成27年度決算の市の主な財政指標の状況で、「財力指数、経常収支比率、実質公債費比率」を挙げる財政運営を評価しています。</p> <p>その2は、市が平成28年11月1日発行「広報はだの」で市の財政の健全度について、「本市の財政は財政悪化の目安とされる『早期健全化基準』を全ての項目で下回り、前年度までと同様、健全な状態を維持しています。」と自ら評価しています。</p> <p>以上のように市は、「市の台所事情は、健全財政の維持」と認めています。</p> <p>従って、下記の項目を陳情します。</p> <p>陳情項目 公民館の使用料は、現行どおり維持すること。</p>	